

文化振興計画(他市の例)一覧

	筑紫野市 (筑紫野市文化振興計画:平成21年3月)⇒HP	筑紫野市 (筑紫野市文化振興実施計画:平成26年3月)⇒PDF
キャッチコピー	文化の風が吹くまち ちくしの	記載なし
策定期間	本計画は、市内外のさまざまな文化振興の取り組みが相互に関連性を強め、相乗効果を発揮することができるよう、今後おおむね10年間の指針を示すものです。	平成26(2014)年度から平成31(2019)年度までの6ヶ年の計画期間とします。また、文化振興基盤の整備などに係る施策・事業については、計画期間をさらに前期・後期に区分し、中間評価を行いながら戦略的に取り組むものとします。なお、年度ごとの実績や施策効果などを踏まえながら、実施計画の必要な修正・補完を行うものとします。 ・前期 平成26年度から平成28年度(3ヶ年) ・後期 平成29年度から平成31年度(3ヶ年)
基本方針 (基本目標)	①文化を通じたひとづくり ②文化を活かしたまちづくり ③文化を広げるしくみづくり	①文化を通じたひとづくり ②文化を活かしたまちづくり ③文化を広げるしくみづくり
基本施策 /重点プロジェクト	①-(1)市民が文化にふれ、親しむ機会の創出 市民一人ひとりが、ゆとりと潤いのある豊かな生活を送るためには、文化を自らの生活のなかで身近なものと感じるとともに、文化に対する感性や理解を深めることができるようにしていく必要があります。	(1)市民が文化にふれ、親しむ機会の創出 ①アウトリーチ推進事業(調査・研究事業) 日常において文化芸術にふれる機会の少ない、あるいは困難な施設入居者や地域住民が文化芸術を体験する機会を享受できるよう、また、学校教育などにおいて、本物の文化芸術にふれたり、日ごろ味わえないような感動や刺激を児童生徒に直接働きかけていくため、本市に合ったアウトリーチのしくみや体制などについて研究・検討を進めます。
	①-(2)文化活動を促す場の拡充 市民一人ひとりが個性的で多様な文化活動を広げていくためには、日常的に文化にふれ、気軽に参加、創造し、発表することができる環境を整えていく必要があります。	(2)文化活動を促す場の拡充 ①文化施設等活用整備指針策定事業 個々の文化施設のあるべき機能・設備を再点検し、適切かつ効果的な施設運営を図るとともに、市内にある文化施設以外の公共施設や商店街の空き店舗、遊休施設などを新たな文化芸術活動の場として活用するため、現状調査を実施し、文化施設等活用整備のための指針づくりを進めます。
	①-(3)文化を支える幅広い人材の育成・充実 市民の文化活動を広げ、活性化していくためには、地域文化の伝承者や芸術家、さらには文化活動をサポートする幅広い人材を育成・確保し、その能力を十分に活かす環境を整えていく必要があります。	(3)文化を支える幅広い人材の育成・充実 ①アウトリーチ推進事業(調査・研究事業) ワークショップの経験や意欲を持つアーティストや団体、派遣先と人材とを結び調整を図るコーディネーターなど、その育成・確保のための調査・研究を行います。
	①-(4)文化を継承し、創造する子どもたちの育成 文化を大切に社会を築いていくためには、子どもたちの豊かな感性と創造性を養い、地域の文化に誇りを持ち、その文化を継承していく心を育む必要があります。	(4)文化を継承し、創造する子どもたちの育成 ①歴史・文化教材等作成・活用事業 学校教育において、子どもたちが地域の歴史・文化について考え、身近な「人・こと・もの」に出会う学習が展開できるよう、行政と地域、学校が連携し教材などの作成を行い、その効果的な活用を図ります。 ②アウトリーチ推進事業(学校との連携事業) 子どもたちが文化芸術への興味や関心を高め、主体的な活動につなげることができるよう、文化施設などの体験型事業プログラムと連動させながら、学校でのアウトリーチ事業を推進します。
	②-(1)文化資源の保存・継承とその活用 豊かな自然と長い歴史のなかで培われた有形・無形の文化資源は、市民共通の財産として適切に評価し、地域の誇りとしての価値を高め、その積極的な活用を行っていく必要があります。	(5)文化資源の保存・継承とその活用 ①「文化資源活用計画」策定事業 市内にある文化資源の現状把握に努め、文化財などにまつわるストーリー性を大切にしながら、個々の文化資源として、また文化資源群(ゾーン)として計画的に整備・保存を行うとともに、これらを教育や観光、地域づくりなどにおいて総合的かつ効果的に活用するための指針づくりを行います。
	②-(2)文化イベント等を通じた地域の活性化 文化は、地域に暮らす人々の共通のよりどころとなります。地域社会の絆や基盤を形づくり、さまざまな分野において新たな価値を生み出す源泉となることから、文化イベント等を通じて地域の活性化を促進していく必要があります。	(6)文化イベント等を通じた地域の活性化 ①「人形劇のあるまち」推進事業 市を代表する文化事業として人形劇を育てていくため、市内各地区に新たな実行委員会組織を設けながら地域公演やワークショップなどを実施し、人形劇に対する理解と活動支援を促していきます。 ②文化・芸術の回廊づくり事業(調査・研究) 本市を訪れた人々が歴史・文化・自然などにふれながら、まち歩きを楽しみ、長く滞在できるようなまちの実現をめざすため、「文化・芸術の回廊」事業として調査・研究を進めます。 ③文化・芸術の回廊作り(事業推進) 文化・芸術の回廊としてのモデル地区を設定し、組織整備及び具体的な施策・事業の企画・推進を図ります。
	②-(3)潤いとやさしさのある文化的景観の創出 豊かな自然や優れた景観は、魅力的な居住条件の一つとして、まち全体の魅力を高め、人々の生活に潤いや心地よさを与えてくれます。こうしたまちの財産を活かしながら、季節感の感じられる生活や環境に配慮した暮らしなど、一人ひとりの心を豊かにするための取り組みを、市民と連携して進めていく必要があります。	(7)潤いとやさしさのある文化的景観の創出 ①部門別計画への文化施策の反映 市民や事業者、行政が連携・協力しながら、潤いとやさしさのある文化的景観の形成を図るため、「第二次都市計画マスタープラン」に文化の視点を入れながら文化政策としての事業推進を図ります。
	③-(1)行政の文化化の推進 これからの文化行政においては、文化の主体が市民であることを踏まえながら、事業の進め方や行政組織を点検し、これまでの均一化した事業展開から、それぞれの地域性に応じた事業展開へ移行させる必要があります。	(8)行政の文化化の推進 ①文化事業に関する評価基準等策定事業 市場原理や経済原理だけでは成立しない事業や芸術的価値を支えるため、数値だけでは捉えられない文化振興成果の評価・検証指標の策定を進めます。 ②文化に係る行政職員等研修事業 文化振興(文化行政)に関する行政職員の意識の向上と共有化を図るため、行政職員等研修を企画・実施するとともに、文化ボランティア活動の推奨を図っていきます。
	③-(2)多様な文化活動主体との連携 ボランティアグループが各地域で発足し、新たな文化振興の担い手として活動するなど、文化活動の主体は多様化しています。文化団体や企業、NPO、ボランティア等の多様な文化活動主体との一層の連携をはかっていく必要があります。	(9)多様な文化活動主体との連携 ①プラットフォーム研究事業 多様な文化活動主体が、学んだ知識やスキルを、社会貢献活動や新たな行動につなげることができるよう、対等な立場で、情報交換や事業連携の調整・協議などを行うための「プラットフォーム」づくりを研究します。
	③-(3)文化情報の積極的な収集と発信 文化の裾野を広げ、さまざまな分野における文化活動を活性化させていくためには、文化に関する情報の提供を充実していく必要があります。	(10)文化縦横方の積極的な収集と発信 ①文化情報発信に関わる研究事業 これまでの広報システムや手段などの課題を整理・分析し、充実・改善につなげるとともに、「筑紫野市ふるさと親善大使」制度や「つくしちゃん」などキャラクターを効果的に活用し、パブリシティの効果を高める取り組みを進めていきます。
		(11)広域的な文化交流の促進 ①宝満山史跡等活用研究事業 国指定史跡などを、より総合的かつ効果的に事業展開を図っていくよう、行政域を越えた連携事業を推進します。 ②人形劇団等交流促進事業 人形劇に係る交流や連携事業がさらに充実したものとなるよう、側面からの活動支援に努めます。